

## いざという時のための国民健康保険が危機に

国民健康保険は、病気やけがに備えて、加入者の皆さんの保険税と国などの公費により成り立っている保険制度です。

町では、将来にわたり安定した事業運営を行うために、適正な保険税設定や保険税納付策の強化などによる歳入の確保、医療費適正化などによる歳出の抑制を行うこととした「水巻町国民健康保険事業特別会計赤字解消基本計画」を平成30年2月に策定しました。今回、この「赤字解消基本計画」に基づき作成した「国保財政シミュレーション」に基づいて、2019年度（平成31年度）から3か年の保険税額の見直しを行います。

## 赤字の補てんを毎年行っている国民健康保険会計

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療保険に加入している人、生活保護を受給している人を除くすべての人が加入しなければなりません。

国民健康保険の加入者は、職場の健康保険に比べ年齢構成が高いため、「医療費水準が高く」「所得水準が低い」といった年齢構造上、財政運営を行う上でさま

ざまな課題を抱えています。

広報みずまき11月10日号に平成29年度の決算状況を掲載しましたが、一人当たりの医療費は年々増加していて、過去5年間で約4万7000円、率にして15.7%の増加となっています。そのため、保険税と国などの公費で賄うべき医療費などの歳出に対する財源が不足している、平成29年度は一般会計から法定外の赤字補てんを9000万円、平成30年度においても、平成29年度以上の補てんを行う見込みとなっています。

## 全ての加入世帯にかかる平等割額を改定します

国民健康保険税は、国民健康保険の医療費などに充てるための「基礎課税額」、後期高齢者医療制度にかかる医療費の一部を負担する「後期高齢者支援金等課税額」、それと40歳から64歳までの加入者が負担し介護保険事業の費用に充てる「介護納付金課税額」から構成されています。所得割・均等割・平等割の3つの項目別に賦課しています。これらの項目のうち、2019年度からの3か年について、国民健康保険加入世帯の全てにかかる平等割額を左の表のように改定します。なお、3か年経過後は、その時の状況に合わせて見直しを行います。

安心して医療を受けることができる国民健康保険制度を今後も維持するため、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

**国民健康保険税のしくみ** 国民健康保険税は、所得割・平等割・均等割で構成されています。

国民健康保険税	=	基礎課税額			+	後期高齢者支援金等課税額			+	介護納付金課税額 (40歳～64歳)		
		所得割	平等割	均等割		所得割	平等割	均等割		所得割	平等割	均等割

**平等割の見直し額** 所得割・平等割・均等割のうち、今回は平等割を下記の通り見直します。

区分	現行(A)	改定後			現行と2021年度の比較(B-A)	1月あたりの増 (左欄÷12)
		2019年度	2020年度	2021年度(B)		
基礎課税額	22,000円	23,500円	25,500円	27,500円	5,500円	458円
	7割軽減	6,600円	7,050円	8,250円	1,650円	138円
	5割軽減	11,000円	11,750円	13,750円	2,750円	229円
	2割軽減	17,600円	18,800円	22,000円	4,400円	367円
後期高齢者支援金等課税額	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	4,500円	375円
	7割軽減	1,800円	2,250円	3,150円	1,350円	113円
	5割軽減	3,000円	3,750円	5,250円	2,250円	188円
	2割軽減	4,800円	6,000円	8,400円	3,600円	300円
介護納付金課税額(40歳～64歳)	4,000円	5,500円	6,500円	8,000円	4,000円	333円
	7割軽減	1,200円	1,650円	2,400円	1,200円	100円
	5割軽減	2,000円	2,750円	4,000円	2,000円	167円
	2割軽減	3,200円	4,400円	6,400円	3,200円	267円

**国保税の軽減基準(法改正により基準が変わる場合があります)**

世帯主と国保加入者の総所得金額の合計欄	軽減割合
33万円以下の場合	7割軽減
33万円+27万5,000円×加入者数以下の場合	5割軽減
33万円+50万円×加入者数以下の場合	2割軽減

**モデルケースでの2019年度の変更額**

**Q** 夫婦(ともに45歳)と子ども2人の4人家族。軽減なしの場合。

**A** 世帯にかかる平等割の見直しなので、世帯人数で保険税が変わることはありません。したがって、変更額は次の通りとなります。

(23,500円+7,500円+5,500円) - (22,000円+6,000円+4,000円) = 4,500円  
 「2019年度」 「現行」 「差額」  
 年間4,500円、1月あたり375円の増額となります。

税額は、年齢、加入者数、所得金額などで異なりますので、詳しくは役場住民税係に問い合わせてください。また、2019年度の税額を知りたい場合は、3月18日(月)以降に試算を行いますので、身分証明書を持って住民税係窓口に来てください。なお、2019年度の国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送します。

## 問い合わせ

水巻町役場(代表) ☎ 201-4321

- ・国民健康保険税について 役場住民税係
- ・国民健康保険制度について 役場国保年金係



## 水巻町国民健康保険税の見直しのお知らせ

病気やけがの時、もしも健康保険がなかったら…。  
 いざという時、あなたを守ってくれるのが国民健康保険。  
 将来にわたり安定した運営を行うために、2019年度から3か年にわたり保険税の見直しを行います。今回は、その内容についてお知らせします。

## 2019年度改定

# 国民健康保険税が変わります